

警 厚 甲 達 第 2 号
平成 17 年 10 月 1 日
〔改正 平成 30 年 3 月 19 日〕
警 厚 甲 達 第 2 号

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

メンタルヘルス対策要綱の制定について

近年の複雑な社会情勢や職場環境の変化が疲労やストレスの原因となり、心の健康を害している職員（精神的不調を訴える者又は精神的不調に気付かずにいる者等をいう。）が潜在するものと思料される。

そこで、全職員がメンタルヘルスについて正しい知識と理解を身に付け、メンタルヘルス対策に適正に対処し、心の健康の保持・増進を図るため、別添のとおり「メンタルヘルス対策要綱」を制定したので、その運用に誤りのないようにされたい。

別添

メンタルヘルス対策要綱

第1 趣旨

この要綱は、福井県警察職員の健康管理に関する訓令（平成17年福井県警察本部訓令第41号。以下「訓令」という。）第34条の規定に基づき、職員の心の病を早期に発見し、早期に対応することにより、発症の防止を図るとともに、発症した職員の職場復帰、再発防止等について必要な事項を定め、職員の健康管理を適切に行うものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 心の病
精神病及び神経症の精神神経系疾患をいう。
- (2) 心の健康の不調者
心の病により職場不適合状態にある職員をいう。
- (3) 健康管理責任者
訓令第6条に規定する健康管理責任者をいう。
- (4) 健康管理者
訓令第7条に規定する健康管理者をいう。
- (5) 健康管理推進者
訓令第8条に規定する健康管理推進者をいう。
- (6) 健康管理専任者
訓令第9条に規定する健康管理専任者をいう。
- (7) 健康管理医
訓令第12条に規定する健康管理医をいう。

第3 運用の基本

この要綱の運用に当たっては、職員のプライバシーの保護及び意思の尊重に留意し、原則として当該職員の同意を得た上で対応を円滑に進めるものとする。

第4 健康管理者等の責務

1 健康管理者の責務

- (1) メンタルヘルスには依然として偏見があり、特殊な問題として捉えられることが多いことから、職員に共通する問題であると位置づけ、心の病に対する特質を知り、早期対応が重要であるという正しい知識と認識を持つとともに、部下職員への継続的な啓発及び教養に努めること。
- (2) 職場におけるメンタルヘルスは、単に個人の精神的な不健康の問題といったことではなく、職員と仕事、職場及び組織との関連を視野に入れて積極的に取り組むことが重要であり、部下職員が職務執行に伴う心身疲労の蓄積により心の健康が害されることのないよう、ストレスの軽減に努めること。

2 健康管理推進者の責務

- (1) 健康管理推進者は、メンタルヘルス対策がスムーズに運用できるよう健康管理者を補佐するとともに、平素から健康管理医、健康管理専任者等との連携を図ること。

(2) 健康管理推進者は、部下職員の職場環境等の改善に取り組み、明るく活力に満ちた職場づくりと気軽に相談しやすい職場環境づくりに努めること。

3 幹部の責務

(1) 本部の課長補佐、隊長補佐及び分駐隊長、校長補佐、警察署の課長等（以下「幹部」という。）は、職員がメンタルヘルスに問題を抱えた場合の対応として、上司、先輩、同僚等の周囲の者が変調に気付いたり、発見する機会が多いことから、早期の対応により回復が可能であることを認識し、平素から職員の日常業務の中で積極的に部下職員の話聞くなどして、徴候の早期発見に努めること。

(2) 幹部は、心の健康の不調者を把握した場合には、心の悩み等を聴取するとともに一人で抱え込むのではなく、遅滞なく健康管理者に報告し、健康管理医や健康管理専任者等と連携するなど必要な措置を講じること。

4 職員の責務

職員は、メンタルヘルスにおけるセルフケアの必要性を認識し、まず職員自身が心の健康管理に努めるとともに、同僚のメンタルヘルスに対しても理解を持つこと。

第5 早期発見・早期対応

1 健康管理者等の対応

(1) 健康管理者は、部下職員の心の健康の不調者を把握したときには、速やかに当該職員の症状、勤務状況、身上事項、家族状況等で可能な限り発症の原因と考えられる情報の収集に努めるとともに、健康管理責任者を經由して本部長に報告すること。

(2) 健康管理者は、心の健康の不調者について、必要に応じ家族との連携の下、健康管理責任者との協議により早期に専門医療機関の受診を勧奨させること。

(3) 健康管理者は、幹部を指定し、心の健康の不調者の同意を得て主治医と面接させ、治療状況、治療方針等を把握するとともに、当該職員に対する適切な支援措置を講じること。

2 健康管理責任者等の対応

(1) 健康管理責任者は、メンタルヘルスに関する実務上の責任者として、全職員に対して計画的な研修等や情報提供を行うとともに、健康管理専任者、精神保健相談医等の活用の周知に努めること。

(2) 健康管理責任者は、警務課長等関係所属長と連携し、必要な措置を講じること。

(3) 健康管理専任者は、職員のプライバシーの確保に留意した上で、常に心の健康の不調者の所属、主治医、精神保健相談医等との連携を密にして必要な対応に努めること。

第6 職場復帰・再発防止

健康管理者は、心の病により療養中の職員が職場に復帰するときには、その円滑な復帰と再発防止を図る必要があることから、次のとおり対応すること。

(1) 職員から職場復帰の申出があったときは、主治医の診断結果を基に健康管理医及び健康管理責任者と連携して、復帰の時期、勤務体制等について十分協議し、判断すること。

(2) 心の病による休職中又は90日を超える病気休暇を取得中の職員については、訓令第15条に規定する福井県警察健康管理委員会において職場復帰の可否の判定を受け

た上で対応すること。

- (3) 特に必要がある場合は、職員の同意を得た上で健康管理推進者等を主治医に面接させ、復帰に際して配慮すべき事項等を聴取させるなどの措置をとること。

第7 秘密の保持及び信頼関係

健康管理者等は、メンタルヘルスを進めるに際しては、職員のプライバシーを厳守するとともに、当該職員及びその家族の心情等を十分に考慮の上、信頼関係の保持に努めること。